

風水害とは?

台風や大雨、集中豪雨などによる災害のことで、市内では、特に河川の増水などによる浸水被害と土砂災害に気を付けてください。

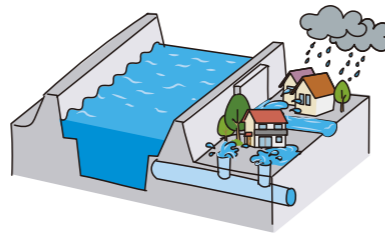
浸水災害の種類

がいすいはんらん ないすいはんらん
外水氾濫と内水氾濫があります。



がいすいはんらん
外水氾濫

河川の水が、堤防からあふれたり、堤防が決壊した時に起こる氾濫です。



ないすいはんらん
内水氾濫

降水量が下水などの排出量を上回った時に起こる氾濫です。

土砂災害の種類

土砂災害には、がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）、土石流、地すべりの3種類があります。市内には、がけ崩れのおそれがある場所が34箇所指定されています。それらの区域は、生じるおそれのある危害の程度により分けられ、指定されています。

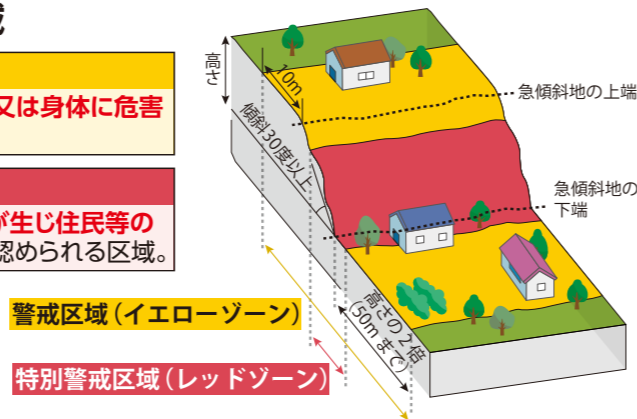
土砂災害警戒区域および特別警戒区域

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、**住民等の生命又は身体に危害が生じる**おそれがあると認められる区域。

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、**建築物に損害が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じる**おそれがあると認められる区域。



土砂災害警戒区域および特別警戒区域指定箇所

| No | 所在地 | 土砂災害警戒区域等の名称 | 種類 | |
|----|----------|--------------|---------|--------|
| | | | イエローゾーン | レッドゾーン |
| 1 | 東川口1丁目 | 戸区 | ○ | ○ |
| 2 | 東川口1丁目 | 1丁目 | ○ | ○ |
| 3 | 東川口3丁目 | 東川口3丁目 | ○ | ○ |
| 4 | 東川口4丁目 | 4丁目-1 | ○ | ○ |
| 5 | 東川口4丁目 | 4丁目-2 | ○ | ○ |
| 6 | 大字峯 | 新21 | ○ | ○ |
| 7 | 大字安行原 | 安17-20 | ○ | ○ |
| 8 | 桜町1丁目 | 桜町1丁目 | ○ | ○ |
| 9 | 大字東内野 | 神82-1 | ○ | ○ |
| 10 | 大字東内野 | 神82-2 | ○ | ○ |
| 11 | 大字東内野 | 金崎-2 | ○ | ○ |
| 12 | 戸塚2丁目 | 戸塚2丁目-1 | ○ | ○ |
| 13 | 戸塚2丁目 | 戸塚2丁目-2 | ○ | ○ |
| 14 | 赤井3丁目 | 赤井3丁目-2 | ○ | ○ |
| 15 | 大字木曽呂 | 窪下-4 | ○ | ○ |
| 16 | 大字木曽呂 | 窪下-3 | ○ | ○ |
| 17 | 大字東貝塚 | 若宮 | ○ | ○ |
| 18 | 大字道合 | 高木前 | ○ | ○ |
| 19 | 大字峯 | 新32 | ○ | ○ |
| 20 | 大字安行原 | 三輪作 | ○ | ○ |
| 21 | 大字里 | 里諏訪内 | ○ | ○ |
| 22 | 大字里 | 里諏訪内-1 | ○ | ○ |
| 23 | 桜町1丁目 | 桜町1丁目-1 | ○ | ○ |
| 24 | 桜町1丁目 | 桜町1丁目-2 | ○ | ○ |
| 25 | 桜町3丁目 | 桜町3丁目 | ○ | ○ |
| 26 | 鳩ヶ谷本町1丁目 | 本町1丁目 | ○ | ○ |
| 27 | 鳩ヶ谷本町4丁目 | 本町4丁目 | ○ | ○ |
| 28 | 戸塚3丁目 | 3丁目 | ○ | ○ |
| 29 | 戸塚南1丁目 | 立山-1-1 | ○ | ○ |
| 30 | 戸塚南1丁目 | 立山-1-2 | ○ | ○ |
| 31 | 戸塚南1丁目 | 立山-1-3 | ○ | ○ |
| 32 | 戸塚南1丁目 | 立山-2-1 | ○ | ○ |
| 33 | 戸塚南1丁目 | 立山-2-2 | ○ | ○ |
| 34 | 大字木曽呂 | 窪下-2 | ○ | ○ |

※土砂災害防止法に基づき、埼玉県が区域を指定しています。

警戒レベルと避難情報

警戒レベルで災害の危険度を理解しましょう

それぞれの警戒レベルでの避難行動を確認し、避難に要する時間や配慮事項などに応じて避難するタイミングを考えておくことが重要です。

警戒レベルと避難情報

警戒レベル5 「緊急安全確保」

既に災害が発生又は発生する直前の状況です。直ちに垂直避難などの命を守るための安全確保をする行動をとります。

警戒レベル4 「避難指示」

浸水想定区域内などの危険な場所にいるかたは、指定緊急避難場所などへ避難しましょう。

警戒レベル3 「高齢者等避難」

浸水想定区域内などの危険な場所にいるかたで避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は避難しましょう。また、高齢者等以外のかたも危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

| 警戒レベル | 状況 | 住民がとるべき行動 | 避難情報 | 気象情報(気象庁) 河川情報(国土交通省) |
|------------------------------|--------------|----------------|-------------------|--|
| 5 | 災害発生 又は切迫 | 命の危険 直ちに安全確保! | ※緊急安全確保 (市が発令) | 大雨特別警報(洪水) 大雨特別警報(土砂災害) (気象庁) 氾濫発生情報 (国土交通省) |
| ~~~~~ 〈警戒レベル4までに必ず避難!〉 ~~~~~ | | | | |
| 4 | 災害のおそれ高い | 危険な場所から全員避難 | 避難指示 (市が発令) | 土砂災害警戒情報 (気象庁) 氾濫危険情報 (国土交通省) |
| 3 | 災害のおそれあり | 危険な場所から高齢者等は避難 | 高齢者等避難 (市が発令) | 大雨・洪水警報 (気象庁) 氾濫警戒情報 (国土交通省) |
| 2 | 気象状況悪化 | 自らの避難行動を確認 | | 大雨・洪水注意報 (気象庁) 氾濫注意情報 (国土交通省) |
| 1 | 今後気象状況悪化のおそれ | 災害への心構えを高める | | 早期注意情報 (気象庁) |

※市が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、「緊急安全確保」は必ず発令されるものではありません。

ご自身や周囲のかたの命を守る行動をとります

市から発令する避難情報とあわせて、国や県が発表する「防災気象情報」や「川の防災情報」(2ページ参考)を収集して、早めの避難行動をとります。また、身の危険を感じる場合には、市からの避難情報を待つことなく避難することも大切です。